

議第170号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市介護予防センター（倉橋介護予防センター）
- 2 指定管理者
呉市中央5丁目12番21号
社会福祉法人呉市社会福祉協議会
会長 中本 克州
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

倉橋介護予防センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第 171 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市介護予防センター（蒲刈介護予防センター）
- 2 指定管理者
呉市蒲刈町宮盛 1 番地 2
蒲刈地区社会福祉協議会
会長 平尾 俊正
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

蒲刈介護予防センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第172号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

呉市介護予防センター（三寿ふれあいプラザ）

2 指定管理者

呉市豊町大長5915番地4

豊町地区社会福祉協議会

会長 多武保 洋

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

三寿ふれあいプラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。